

令和5年度第6回三春町農業委員会議事録

- 1 令和5年9月15日（金）午後3時18分より三春町役場2階大会議室において令和5年度第6回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 12名
1番 増子 弘子 2番 山口 陽一 3番 渡邊 重吉
4番 大内 将 6番 影山 忠夫 7番 内藤 保次
8番 門馬 稔治 9番 小林 孝 10番 新田 俊男
11番 大津 早苗 12番 本田 儀勇 13番 橋本 正亀
- 3 欠席委員 1名
5番 加藤 不二夫
- 4 事務局からの出席者 2名
事務局長：遠藤 晃
事務局主事：志賀瑞樹
- 5 審議案件
議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 7 議長指名により議事録署名人を選任した。
11番 大津 早苗 委員 12番 本田 儀勇 委員

8 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。

会長の議長でよろしく願いいたします。

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 「議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめに、No1について事務局の説明を求めます。

事務局：

この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、中郷郵便局の西側です。

事務局： （議案説明）

議長： 現地調査をした2番山口委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 2番 山口陽一 委員、現地調査報告

委員：

9月1日午前10時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、草刈り等が行われ、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いて、No2について事務局の説明を求めます。

事務局：

この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、上舞木地内直毘神社から北西へ150mのところ
です。

事務局： （議案説明）

議長： 現地調査をした7番内藤委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 7 番 内 藤 保 次 委員、現地調査報告

委 員： 9 月 8 日午前 8 時 3 0 分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、現在は作付けされておりましたが、昨年は作付けされていた様子があり、譲受人も今後農業に従事し適正に管理することから許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No 3 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、旧中妻中学校体育館から北へ 5 0 m のところです。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 1 0 番新田委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 1 0 番 新 田 俊 男 委員、現地調査報告

委 員： 9 月 4 日午前 1 1 時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、現在は耕作はされていないものの、今後畑として耕作できるよう整備している状況でした。このことから今後農業に従事し適正に管理することが見込まれますので、許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

6 番委員： 現況について、すでに畑としての利用ができるよう土地改良が行われているようですが、土地改良事業の申請は提出されていますか

事務局： 土地改良事業の申請は特に提出されておられません

- 6 番委員： 申請がされていないにもかかわらず、土地改良を進めることは問題があると思います。
- 3 番委員： 6番委員の指摘に加え、申請が無いまま土をいれたことにより今後宅地として利用する恐れもあると思います。
- 事務局： 6番委員のご意見のとおり、本来であれば先に申請を受けた後事業を行うことが原則となっておりますが、今までは農地としての利用する場合は農地法上は特に大きな問題も無く、強く提出を求めてこなかった経緯があります。しかし、今後は事務局としても、本来の手順に沿って対応していきたいと思います。
- また、3番委員のご意見については、申請者が今後畑として間違いなく利用するとして申請していることから現時点でそのような計画は無いようです。しかし、今後もしこちらの土地が転用等の申請が提出された際は、今回の申請で農業に従事するとして許可がされていることも鑑みて審議していただければと思います。
- 3 番委員： 3条の許可により取得した農地を転用する場合は、中何年くらい期間を空ければ許可されますか。
- 事務局： 厳密には決まっておりませんが、大体2年程度は農地として利用することとしております。しかし、期間にかかわらず、実際の申請の実情に合わせて審議していただければと思います。
- 議 長： その他に質問などありますか。
- 一 同： 質問、意見等なし
- 議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議 長： 「議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を宅地に転用しようとするものです。
- 場所は、鷹巣坊ノ内地内、信号のある4つ角交差点から県道須賀川三春線を東に100m進み左折して30m進んだ所です。
- 事務局： （議案朗読）
- 議 長： 現地調査をした3番 渡邊委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 3 番 渡 邊 重 吉 委員、現地調査報告

委 員： 8 月 2 日午後 3 時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地については、北側、東側を宅地に、南側を宅地と県道に、西側を公衆用道路に囲まれています。

申請地は、周囲に農地もなく、他農地への蚕食分断や、日照や通風の影響もないため、この転用は止むを得ないものと思われます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することに異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 本日の審議案件は以上でありますので、第 6 回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

9 令和6年度第 6 回三春町農業委員会を午後 3 時 5 0 分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議 長 橋本 正亀

1 1 番委員 大津 早苗

1 2 番委員 本田 儀勇